

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会非常勤職員採用試験 募 集 案 内

◆ (公社) 鳥取県緑化推進委員会 ◆
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部森林・林業振興局内 (鳥取県庁本庁舎 4階)
 電話 (0857) 26-7416
 ホームページ <https://www.tottori-green.or.jp>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和4年9月15日(木)～令和4年9月28日(水) (必着) ◎郵送の場合は、令和4年9月28日(水) 必着 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時 試験会場	【面接試験】 試験日：令和4年10月4日(火) ◎試験開始 13:30以降 各人で開始時間は異なります。開始時間は受験票でお知らせします。 [試験会場] 県庁第2庁舎 4階 第29会議室(鳥取市東町一丁目271) [控室] 県庁第2庁舎 4階 第28会議室(鳥取市東町一丁目271)
試験結果 発表日	令和4年10月7日(金) 午後2時(予定)

◇上記内容は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
 ◇試験に関する変更等については、鳥取県緑化推進委員会ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
 (<https://www.tottori-green.or.jp>)

2 募集内容・採用予定者数・職務内容・勤務先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	勤 務 先
非常勤職員	1名	・緑の募金事業にかかる業務 ・国交付金にかかる民間団体への助成業務 ・みどりの少年団活動業務 ・ホームページの更新及び文書等の発送業務他 ・年に10回程度私用車による移動があります(日野郡等) 私用車ない方は応相談 ・年に10回程度森林の現地調査があります(日野郡等) ・年に2回程度宿泊出張があります。(1泊) ・年に数回イベントによる休日勤務があります。(振休)	鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部森林・林業 振興局内 鳥取県緑化推進委員 会

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 要 普通自動車運転免許
- (3) 次のパソコンソフトの操作が可能な方。
 - ・エクセル(必須)
 - ・ワード(必須)
 - ・パワーポイント
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
面接試験	200点	個別面接による口述試験(約10分)

5 試験結果の発表

(1) 決定方法

面接試験の得点の高い順に決定します。

なお、面接試験の得点が、一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

(2) 試験結果の発表方法

合格者の受験番号を鳥取県緑化推進委員会のホームページに掲載するとともに、試験結果は全員に文書にて通知します。

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 月額125,000円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）1.98月分（12月期0.99月分、6月期0.99月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和4年10月17日採用の場合の割合 12月期：100分の30 6月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、1月当たり8,000円を限度額として支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。※有給休暇と無給休暇があります。
勤務時間	(1) 月17日（勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで）
任用の期間	<u>従事業務の予算状況、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。</u> （最長で令和8年3月末まで）

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

持参又は郵便若しくは信書便により申し込みが必要です

提出書類等	(1) 履歴書（市販のもの） 1部（顔写真を貼付すること）
申 込 先	鳥取県緑化推進委員会 所在地：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（県庁本庁舎4階） 電話（0857）26-7416 [持参により申し込む場合] 上記の鳥取県緑化推進委員会へ、直接ご持参ください。 [郵便又は信書便で申し込む場合] あて先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部森林・林業振興局内
提出書類の記載方法及び受験票	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 3 提出書類を持参された方には持参時に受験票を交付します。郵送等で提出された方には受験票は郵送します。
注 意 事 項	※ 封筒の表に赤字で「非常勤職員受験」と書いてください。 ※ 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ※ 提出書類は返却しません。

8 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず控室（第28会議室）に入室してください。
- (2) 県庁は敷地内全面禁煙です。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場へはマスクを着用の上、お越しください。
- (4) 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県緑化推進委員会のホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

9 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。